

共生共創事業のロジックモデル作成について

1 共生共創事業とは

県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー（マグカル）の取組を通じて、共生社会の実現を後押ししています。

平成30年度から開始した事業で、「ともに生きる社会かながわ」の実現に寄与するため、文化芸術の分野においても、「ともに生きる ともに創る」を目標に、年齢や障がいなどにかかわらず、子どもから大人まで全ての人が、舞台芸術に参加し楽しめる事業です。

運営については、（公財）神奈川文化芸術財団に委託し、KAAT 神奈川芸術劇場、県民ホール本館及び音楽堂でのノウハウを活用し、舞台芸術を通じたボーダレスな創造活動に取り組んでいます。

「ともに生きる社会かながわ憲章」

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

2 事業を開始した経緯

県では、平成28年に県立の「津久井やまゆり園」で発生した痛ましい事件を機に、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である誰もがその人らしくくらすことのできる地域社会の実現を目指し、取り組んでいます。

また、「人生100歳時代」において、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、様々な舞台公演等を通じて、共生社会の実現に寄与することを目指して開始した事業です。

3 事業の性格

かながわ文化芸術振興計画の重点施策2、3、4、5の各取組に該当する事業です。

具体的には、重点施策2「子どもや高齢者・障がい者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等」の取組「文化芸術による共生社会実現に向けた環境づくり」、重点施策3「国際文化交流の充実」の取組「多文化理解の推進」、重点施策4「東京2020大会を契機とした施策」の取組「文化芸術による共生社会実現に向けた環境づくり（再掲）」及び重点施策5「文化芸術の振興を推進するための環境整備」の取組「市町村・文化芸術団体等との連携・協力」に該当します。

4 共生共創事業の最終アウトカムについて

県の総合計画である、「かながわグランドデザイン第3期実施計画」では、重点施策を分野横断的に取りまとめたプロジェクトをさらに複合的に実施する取組みを「神奈川の戦略」としてまとめており、その一つとして、「ともに生きる社会かながわの実現」を定めています。

共生共創事業は、神奈川の戦略「ともに生きる社会かながわの実現」の具体的な取組み、「ともに生きる社会かながわ憲章」のさらなる普及啓発に取り組むとともに、障がい者がスポーツ、文化芸術活動などを自ら楽しむための取組みを推進することに該当することから、最終アウトカムを次のとおり設定しています。

○最終アウトカム

年齢や障がいなどにかかわらず、子どもから大人まで全ての人が、舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」を実施し、「ともに生きる社会かながわ」の実現に寄与する。